

梅
斧
叢
書

白石遺稿八種

十

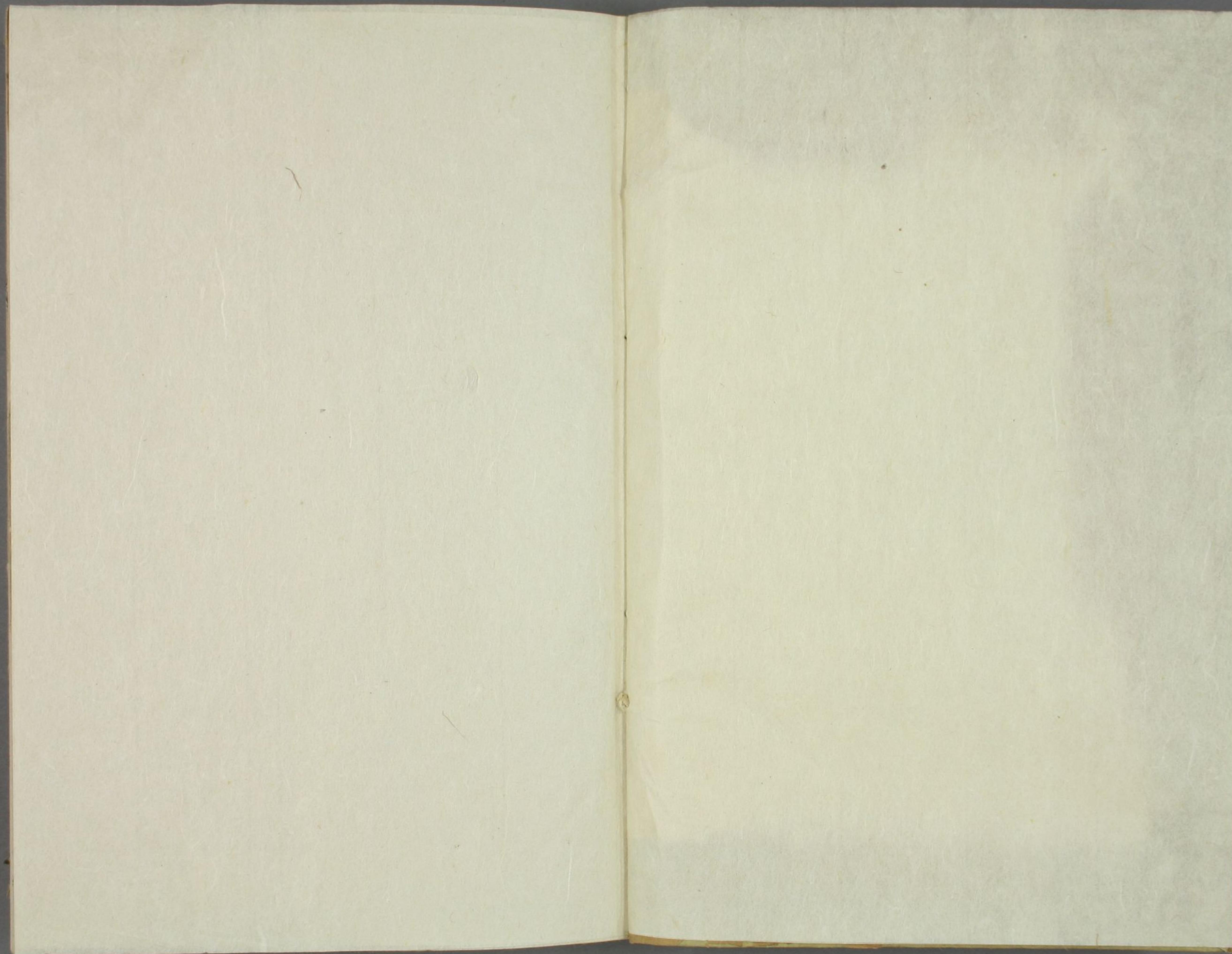
洋学文庫

文庫8

C 217

2





白石先生遺稿目錄



聖像考

進呈之按

玉之考

樂之對

木瓜之考

人名之考

品革威之考

白石氏系譜之考



白石遺稿

土肥元成家蔵

聖像考

先聖を祭るに像以て設るは其始を志す畫す象
 也一像を祭るは漢代に既に既に其事あり
 して蜀乃文翁の祭る畫像ハ其聖像の最
 古なり其のて近き代に於て尚且石室乃中
 一 文翁ハ漢乃人 乃後晉乃顧愷之繪す
 唐乃吳道子王摩詰 二人共唐の僧 乃繪す
 世に於て一 乃中 乃繪す

子刻て事一しと 留し一く 莫信也

久しとれと見代し佛法未く中國より来り
よめは又佛像と云もの中國より来りし
後漢乃代に始れ由云傳れと程史より見
漢武帝は此時休屠王の天を祭れ金人と獲
給ひしと事一しは是すより佛像の中國に
入りし始也其代に未佛の教は云し中
國より入りしと唯天と祭れ亦の金人
とハ云一と申せし人しは傳を
瑯琊代醉編

志のハあれと佛像の事と此中國に
ハ實ハ後漢の代に始れよめは晉宋に
正て其盛ふんなりし佛國の人ハと
西方に戎狄なれハ形陋くして中國の人
像とりて敬ふ心生せず晉に戴顓と云し人
見意れ巧と考て多くは佛像を造り
これと造る始我ハ帳中隠れ
はくは像を来り人人のよめ
たくと別て見云と云し

三十一年を以て其時迄

を合れせし傳ふる不れ佛菩薩等の像

端嚴の相と成る也尚書故實に出る今我國三

の地方に近き人也只髮髻にたけ長く鼻高き眼す

又差儀の釋迦の像ハ梁武帝の代に西方より來り

旃檀像を以て傳へる也鼻高き眼す西方より來り

の常の像に似すこれあつるとにもあつた尚書故實

の說疑ふつゝ又今も西蕃の地より來れる佛

像ハ其形めやしき也并せ考ふる先

聖王を祭るる塑像を用るるに必しも佛敎中

國に入りにしとらぬれりとたしめられ唯かの

文翁の畫像と祭りしもの如く漢代に於て

始りし正しき史に見えし不る唐玄宗開

元八年本朝元正養老四年のりりやの制り土を擲て像とハす

れと見えしとこれと又唐の代より前代

に既に此事ありしと申せし人李元瑾の

玄宗の時を以て見始りし定めりかき宋

の程頤ハ川の程氏伊像を用るる然るに

一毛一髪ハ其月日不ある時しすや

あつたといふ朱熹の說ハ

の像を後々しきなりあり
北史をとりて泥人銅人を造れる志ハ門外
うれま泥人^ハとて^ハ聖人を祀り此法ハ非^ハ
いえ^ハ孔叢子をとりて我先人ハ鬚眉^ハ
さ^ハと^ハか^ハと時^ハ君^ハを^ハ心^ハに^ハ敬^ハと^ハ儀^ハハ^ハ
いす^ハと^ハ子^ハ思^ハれ^ハ官^ハハ^ハ由^ハ見^ハえ^ハハ^ハ朝^ハ里^ハハ^ハ藏^ハめ^ハ
れ^ハハ^ハ皆^ハ漢^ハ晉^ハ代^ハの^ハ衣^ハ冠^ハハ^ハ制^ハり^ハて^ハ其^ハ中^ハ吳^ハ
道子^ハハ^ハ繪^ハか^ハき^ハハ^ハ不^ハハ^ハ鬚^ハ鬣^ハ是^ハ盛^ハる^ハ儀^ハハ^ハ
さら^ハハ^ハ程^ハ頤^ハの^ハ云^ハハ^ハめ^ハく^ハ古^ハの^ハ妙^ハ畫^ハの^ハ繪^ハハ^ハ

而して皆是聖人の内容のありしなり
後世に拙き工に或ハ繪かき或ハ刻め^ハ不^ハハ^ハ
て^ハ聖^ハ人^ハハ^ハ德^ハ容^ハと^ハり^ハは^ハし^ハ得^ハる^ハと^ハれ^ハが^ハ
一^ハまた^ハと^ハ一^ハ毛^ハ一^ハ髮^ハハ^ハ違^ハな^ハく^ハう^ハつ^ハ一^ハ得^ハ刻^ハな^ハ
せ^ハり^ハと^ハ既^ハく^ハ古^ハハ^ハ礼^ハと^ハあ^ハら^ハり^ハ時^ハハ^ハか^ハて^ハう^ハ又^ハ非^ハ
礼^ハと^ハ以^ハて^ハ先^ハ聖^ハと^ハ祭^ハり^ハま^ハい^ハら^ハす^ハも^ハや^ハみ^ハ一^ハき^ハ
然^ハと^ハハ^ハせ^ハと^ハ宋^ハ元^ハハ^ハ代^ハと^ハ經^ハて^ハ大^ハ明^ハハ^ハ代^ハと^ハ及^ハ
ま^ハて^ハ先^ハ聖^ハと^ハ祭^ハり^ハの^ハ儀^ハは^ハか^ハの^ハ玄^ハ宗^ハハ^ハ制^ハ
の^ハ制^ハを^ハ用^ハら^ハれ^ハハ^ハ先^ハ聖^ハと^ハ祭^ハり^ハの^ハ儀^ハ

二賢者皆留像と後て祭り大朝也

一君すん一洪武北初宋濂と云一人武 我朝

後光嚴の末後圓融北初のむ武家の義滿將孔子二朝

軍の初なる一宋濂ハ名高き學士と云ふ也孔子出

堂北儀を上りて曰く世り礼と言ふ孔子出

河礼と云て孔子を祭らすらむハこれ 禮 禮

とて 此論 是正一廟堂の制より始て祭祀の儀と

議せられ一帝悦たはらむ宋濂と外に出

れて見議を用ひ給はらむとされと此帝北の時

木主を用ひ給ひ一且餘の郡縣の學ハ皆元朝

爲り隨て像と後て祭らむ 此 の太祖并建文帝

これき 太宗の時より北京 且後英宗ノ天順年中

一太祖より二代あり給はる我朝後花園蘇州の

學北廟像年久してやられしハ或人これと修

飾め一とやす且太守林鶚と云一と云

我太祖北の時太學北塑像をハ木主と云て易給

ひきたる一此像やられしと猶之れと毀らむ

幸々やられしハ易らむと云

何の不可ある一と云ふをいかに聖王の

名をいしと恐る由と重てていし是王の

象^{イカテ}聖賢なる一孔子ハ佛教未ク中國ニ入ラ

ズ一より生れ給ひさいかて像と云ふの事意し

君もつさし^{丘濬の説ハこれらの聖王象ハ申}

及ハテ従祀此諸賢とて皆本主より易ら

れり憲宗の成化十七年^{太祖より八代はあり}

敬明十三年武家ハ義尚國ハ監丞祝瀾と云

人本主を以て塑像より易し由を奏せり

るよりして罪ある^{雲南より流すは仁帝}

孝宗の位に即せ給ひ^{初即成化二十三年乃冬}

門長季二年武家ハ^{義尚將軍乃代}學士丘濬^の劇^也大學衍

義補乃申し先聖と祭らるる禮と議し

せし^か見世し奉け用ひ給^{此後九年}

ハ辛^せら世宗乃嘉靖九年^{太祖}

享祿三年武家張惣とせ^{我朝}孔子乃上疏

て先王と祭らるる禮乃^若議

ハ礼部乃官に命せら^{翰林}乃在

してこれを議せしめ給ふ編修序
と唯めりしやうり然しとせしむる
て四時若らんで外に出らかくて帝ははから
孔子と考らりつゝ礼を悉く改め正す給ひ
群臣よりわから給ひし多し由と奏し
しければ先聖を初て孔門乃詔賢并に後乃世
に從祀せらるゝ先儒やををふりて礼を改
め正し給ひ悉く像とすし神主と用ておら
る但此時用ひらるゝ神主同し十三年に帝
は古乃式よりある

はくは大學より孔子なりて先聖と尊ぶ給
ひきれば只此廟號と世宗とすなりしこれ
らのしよ共千古より卓越し給ひしふれり故こ
とす侍一侍り宋濂よりみりて代々の學士
大夫の奉議せし先聖を考らるゝの儀と
もは只る殊に長くしやたやすくはな
らざれは只る此始終のしよとしてる
論の我朝乃ありて大學寮より及んずる
歳七道は内なる國學を建て給ふ

れ学統を故一導かせ給ひし世の中
又如くは、さうかひて其るす、
さうあつた、
いさ、試、
うす、
と、
唯、
只、
聖、

白石遺稿

土肥元成家藏

進呈の案

通鑑綱目後唐莊宗の伶人の禍よりして亡び
給ひし先儒乃説既、進講、
、向答の、
とハ先儒の説未、
す、
抑孔子春秋を作、
只筆を繼、

るを以て後代の戒となす
以て其のまがしむるを
知るに時ハ所謂春秋の学
進講せし者ハすべし古と
論すべし然るに後世に
とす今と非ざるを以て
多者多かりし世の講官
論し其詞今より及す
作らば志を失はば臣
臣亦く講讀の職を

叨るも十四年進講の日
以て身に故を以て放て
志一ツに我君として
て此民を以て堯舜に
望むも在りて今進講
忌諱に言を遊す唯然
て狂直に罪を容れ日月
誠を照し徳を以て獨
天下に幸是るべし

在宗此ゆるる先儒此論也
世此疑あり又なまじふあり
歐陽脩の五代史司馬光の資治通鑑朱熹
此綱目等と考るる在宗の人と成る世信あり
と見えし身と亡し一宗と墮し終あり
尤多しさらハ身と亡し一宗と墮し終あり
獨俳優と好し伶官と寵任し終あり
なりよりの云すかあり

これ疑あり也

此言よりいふにこれと信ふ身常く病多し
人の好て毒物と入て死のし其毒の中にて死
せしと論して此人常く多病也たしく毒物と好
すし長生すしよくあるさしハ毒物と申して
命と墮せしとの云しはと云しし
病多し人々しよし常く茶餌を急し
ていたく毒物と林ふしよし自長生すし
なりよりの云すかあり此論の如くなりし時
祭ハ傾宮瑤臺を造り信ありハ後封北里

祭具

此舞靡々此樂と作らるる此心と訓きた
まはる眞子を因に給つるも此心は國亡ひ後
いふ心とていふ心

已上此疑の解也

世此人誰の戲れりなる一さされハ古より戯劇
乃より又多しなれの中俳優れりるとして身を
亡す毒れりなせらるるハいふ心とて也

是疑也此二ツ也

俳優れりる尤も宮の大なる者三ツあるは

一ツ曰く民此風俗とやあ二ツ曰く國此使
財と謂ふ三ツ曰く下不敬上これ也先ツ民此
何とやあと云ふハ國家閑暇ある時ハ必般遊怠
教此心ありと世此常れりるハ也かの時ハあ
たりて且上たるハ人稼穡此艱難を思ひ給て
佚豫し給あとなあハ心より恐くハ下たるハ
者急傲の心を生しなるまよ上たるハ人の般遊
を好給ハ心ハいふて且下ハ急を荒らすハ般
遊れり一ツは福とて且中ハ人此心を感

かゝの攝政殿のいづれの社に靈ありて修て土器
して神酒と飲給ふとせしむ土器わね
是は神の位はきくや一はすかこ又なみ
の園白殿の御水回とあやまちて銭は足し入れ
る脱ひとやうに叶す此もやうに脱ひ免給
ふや仰げられぬ忽ちぬけり申すはこれ
世の人上と恐れ敬ひよいうすも心神より
源一とて初めを孫治神とあたう降
と給ひ一より此も百王の令に至ると天祚

絶てせ給ひぬるやハ云ふのす凡朝家の人々
皆悉く彼治神乃たまふと云ふなりし
く我國ハ人の心正しくして王道に盛りなる
國とせしめんとせし此もやうにたのむ御
なりし異朝の人ハ申候き武家の世と知
君れんる心かの先王此道の如くお心
ふは只御末の土地と昔より長く久しかり
る見たる遠く求つる然る傳言難
劇のるやハ古く在りしを歌

い舞ふふりなれはさるる人となり成り成り成り成り
己善き人となり悪き人となり或は業或は
衰く或は業或は辱しめられ或は戦ひ或は
囚り執る事としてありて云となり為上と
人の其戯となり終つて時残さるる成り悪き
人となり成り衰する事となり辱らるる事となり
終つて生かす事となり從つて志これといやこれ
を要する事なりこれと曰ふ事あり此
忽ちかの土器くけけ背めけけ後眼く

血吐ちし云となり此のつら上を畏
れ敬ふ心し急りぬ事ある人は是を見せ
いらせて穴衰しと思しけれと且餘の人ハ
あら面白や堪かやな事とめきわたりて聊
と敬畏の氣色し見し是且上のこや
く畏る事し事を知りふいあふ事と常
る事し事敬ひぬれ果の上と侮らる事
心とならば生せらる事し是と自悔て人めな
る事し事なる事しかの段唐の信官敬新

磨う莊宗の曲頰と批しきりて云ふも
常々々のもくも歎ひしきりて云ふも
たれハ易くも復霜堅氷至と云ふも父と君
とと弑すもと一朝夕此故と辨すとハ聖人
戒をせ給ふ

已上第二の疑ハ解也

昔ハ先王礼楽を以て其民と化し給ひし上ハ
炎帝雲門の楽を作し給ひしより周の武
王大武の楽を作らせ給ひしよりて列聖

悉く皆其楽を以てこれを用ひ給ふと云ふ
となしきりて今我朝にして彼の礼楽を議
せしむ先王礼楽のともいハ今既く傳ふ所なく
今の雜樂又用中一子所あるは本朝の昔
も用ひられし舞樂を也奉けりしと云ふ

乞疑の三ツ也

此も亦然るに昔本朝も用られし本
神樂ハ是神代の餘風なり只餘唐樂高麗
新羅等の樂あり及世に及ハ我國の人其

作れるものといふは是皆唐樂なりと云うて作れる
もの所謂唐樂、之れと異朝の書に校するに、
皆是彼國の所謂散樂よりして麗新羅の
樂よりしては皆是夷部の樂也所謂先王此樂
非て我朝の舞樂也今此雜劇に於けるはと
辟言するに今此雜劇を假婦戲唱舞とたゞ
らるるに稍雅なりと云ふに只見傳來するに之
をといひて唐人志の樂と云ふ也我朝此所謂
舞樂よりして此民を化すものなり

已上第三此疑の解也

今此代よりして古よりしては君與に
たはふものも礼をその儀に結ぶるに只樂を義
せらるるに叶ふなりと云ふ也

是疑此四也

然るにめりて為し古より志結ぶる君起り結ぶるに
今此散樂を用ひ結ぶるに先王此樂を用
ひ結ぶるに稍近かりと云ふに昔ハ齊人莊暴と云ふ
者其君の樂好むと云ふと語ると結ぶるに

子く告く孟子宣王に曰く三荘子に信
 く樂好むことをいひ信ひしをあるやとやられ
 しく五色と変へ信ひ寡人先王之樂を好む
 形をたゞ世俗の樂好むのやうとせしめしけ
 世俗の樂といふは孟子王に樂好むに信を思
 難劇の難なるをいひ孟子王に樂好むに信を思
 八齊の國は治に近うむ今之樂は古の樂乃
 めくしとせしめし故を問ひしは獨樂し
 て樂を信む人と樂して樂を信む何れや樂
 くまんしとせしめし問をいひせし人と共とも

とくし仰られしと又少きと樂して樂を信
 むと衆を樂して樂を信む何れや樂く是
 たりとせしめし問をいひしは衆を樂むと
 下と仰けり是時孟子臣類くは王に樂を
 下と仰けり今王に樂を信む百姓王に鐘
 鼓の聲音籥の音とやして皆首を疾しめ顔を
 感ておきて吾王に樂を信む何れ
 我として此極にむらじる父子おれんは
 弟妻子離教すと云ふは是れ他を以て民と樂と

同く世に統つる也今王百姓と樂を同
く爲し終つるは天下に王たる世終るは
とれり民といふ百姓と云ふ卿大夫此言
士庶人と兼て云ふ此言
よりりて是時以後此世乃君民を以て首を
疾しめ額を感せしめ終るをなすは天
下乃人皆君鼓樂し終るはしむるとして
その一けれりたると韶舞の樂をたす
終るは百姓の苦し極らむは爭先五此
化を語ると及ふは子にれらる樂と云ひ

樂と云ふ鐘鼓を以ていふ人も人々
らるは礼樂をなく行はれずとす也

已上第四乃疑其解也

柳為代乃 神祖とすは神武を以て礼を
撥ひ聖文を以て治を真し世終るは
天下此民其樂を樂とすは今絶
す然る 神祖世よります時雜劇を好
ませむし自しこれる事となさ世終るは又俗
官を寵任し終るはなとすは世乃人

創業の君はあやまらば由らす者傳る
也か乃孟子の詞より見ては神祖
の樂して樂せ給ひし即先王の樂と
申すべしこれいへば此の世に
うゝ所あやまらば申すべし

是疑の五ツ也

一此の說悉く是代乃此の事を知る人乃
議し申す所也本朝より此戲出来し
このかゝる將相の而身として自^カ此伎とな

給ひしハ豊臣乃大岡只一人をかりし事也
我 神祖乃此の事也 志家忠の日記政事
録御年譜成功記創業記等事紀乃中
は并々 神祖乃此伎なりと給ひしと云ふ事
見守但政事録乃中尾張紀伊乃公達乃
幼くまゝせし時此の事なりと給ひしと
云ふ事見しより近き世にかる事を申せ
ハ倭奸の人の上乃旨と希い給ふ事と
乃よりあらす人ハ必伶官等の中ニ恩俸

と冀ふ者あり作て出せし詞なるも一又伶官
等を寵任し徳ひしと云ては久保石見守長
安ありと申す也 神祖長安を伶官乃申
し擢て徳ししと俳優あり乃むよあはれ 神
祖天下のありを知し召されし初本朝二百餘年
争乱乃後公私悉く困窮ありし此より成
深く憂つて世徳ひし長安は比ハ優人にて候
ひし謀と献て郡國の中よりありし金銀の礦
を測むしと清くしこれやうて見しを掌ら

しもの既く見言ととり世徳ひし人を用ひし
世徳あり尤見義し計しとやしとあかく
て長安の謀しめく山陰東海北陸の國より
金銀を採りしと幾億萬と云見敷と急
ら寸たり我國のありはありあはれ異朝乃古
大漢乃代乃外かくてう下し金銀乃ちし
るしといふ見たありしを承らす
中夏ハ云々及す外夷は國々年々我國
より多しある物なりとて我國に金銀多し

しと知し又百餘年に向中國外夷の國
より我の金銀を取去しと幾億万と云ふを
知らず其れを我國乃金銀をぬる見し
よく夥しく採得しおとせえ中こけら乃
るすは議しすすしとめれをる長けれ
こし記す

此しちりて及て金銀乃製を改め造られしより
て世の貨財交通しかき孫の竟中たの世
ハんしととと思ふこよりて百餘年々の昔のめ

金銀乏くて人亦け物盛なる今其時より
じと天下乃人いう困之窮るす此を以て彼
を思ふ長安の天下の切あ。この當代の管仲と
しと耻るしなむし。かゝる志を優人乃
下は擢用す世終ひて六十州乃中を百餘年
の後より君子小人を。各其樂を樂し
め結わし誠し有かす成る也長安の其終と
らくせし。と尤情とすしとすれしと
又孔子の管仲の器と小す也と識し終ひ

かゝ管仲なりやせん吾髪を被り衽を左に
しなりしとて其衣袂を捨ひ中國と号ひし功
をハ編し終ひたりしハ長安の如ハ切罪相獲ハ寸
とハすしハ昔伊尹ハ有莘乃野に耕し傳
説ハ傳巖の野に築き呂望ハ渭水乃濱に漁す
成湯高宗周文乃君の如きそれら乃人を求む
終ひそれら乃人と用ひ終ひ終り天下に王た
らせ終ひし其後齊乃桓公管仲を綏綏乃中
に舉終ひ秦乃穆公乃甯戚を飯牛乃下し

用ひ終ひしハ又霸業のよりて起る所とて
傳。神祖長安と擢用終ひて天下に富庶
と致す也終ひしハたは成湯高宗周文ハ
及ひ終ひすも齊桓秦穆ハ劣らせ終ひし
らす也ハ神祖乃長安一人と擢用し終
しと口を務て其執る堪能ざる優人とて
擢用ひたりしハ是成湯高宗周文と口を
務て野に耕す民巖に築く人水に漁る翁と
悉く擧げ用たりしは又今世と也

たうて天下乃人をして首と瘡し額を感
びるも其尤見きい優人乃其操用ひらねて
士人と違つる急くいなし此も尤人のあま
るし也又故に我 神祖国崎一城乃衆を
て父祖乃業を起す世終ひ三河國悉く一
遠江國と併せまう駿河甲斐信濃をばら
福終ひ一後豊臣乃大関乃さし天下乃兵威
を耀し終ひし敢て 神祖と鋒と争ひ
かまひ終つる天下は井り 神祖と服せし

天命の端しる神武乃致し徳ありといは
又漢代相傳乃此家人等も切られうと云い
されハ 神祖世を知り初天下乃武士 神祖
乃此家人と見しを譬ふ我國乃初天孫其降らせ
終ひし時御供の侍ひし法神らりと見く如く
當時乃大名小名なりといはる人し其子弟を以て
御家人と名加つられしを望む志少うし初
関原の事終し度上方に属せし國之十州す
よ及つる彼國の武士皆浪人となりし者いふ

と云敷と知らずそれ中勅堂蒙て大名と
成一人の家と出て仕一とあり或ハ身共い或ハ
死せし者あるといふ大坂の事記し時之城
中ニ馳集るは人十万人とあり城臨の目付
と云僅に三万人其餘はかゝる身と信じて
常々天下乃乱れしと思ひ記し

其後天草の事記し時之れらの筆の生
残し志共城と記ししと記し准一

此時ありて天下の士師家人の加し

の科三つと定ら。所謂右筆の職勘定乃衆走
共衆之れ也之れら乃外又監師乃一科と衆
け用ら。是 神祖 徳廟相の事と記して永く
天下共泰平を致しむる所なる一
此の古き人の世しし此の古代此三
科を以て天下共士を取らせ給ふと臣心
年比ん得ぬしと思ひし。唐乃太宗乃隋の
乱を承け給ひし後科擧を以て天下英
雄乃心を以て悉く朝廷に赴かせ給ひし

程々やうそち平此業を起させ給ひしと
おとくと思合せしむく右筆此職勅定此
衆此二科ハ即ニ藝此中の書教の事也
臣等切に時より足し武士も書教の事
なき知し者ハ僅に十人の中一人ハ有る
無き此様々侍りし今ハ下下部さ
てし物うり算勅定ぬなりし是 神祖
の人此心と鼓舞せし世流ひし 神謀
ももろの好なりし 〇又昔走の衆と候

ひし今此歩行衆の事ハ是ハたゞ町人の保
とて居し由りし事ハ是ハ遠國より直
てすめ擧ぐつ事ハなき者のおとしん
に 神慮此を深く遠く此の事
し

これより後世ハ英雄豪傑といわれし者共
皆まつく此中の名加つられし事と頼ひ思ふ
これと辭言るる 曠野に一つの兎起りし時衆人
是と追つたれり此兎取りし者ハ只一

人よりしては治定なりと人未タこれを取
り得ざるありて人皆これより赴く如
く天下の人を治いして正雷忠孫を
かく神慮をめぐらして正雷忠孫を
と云ふ者乃逆謀を以て世を乱し君を
いふ浪人の窮せしむ様とよくく人の
皇乃滅せし六國乃浪人より起りし
と云ふはこれらのことなり

あれとる長けれはことごとく

然るに近きは内ひよきて前代の如く忠孝人
等より子弟名出たりし及寸か乃右筆乃職
勅定乃衆走乃衆乃執りし皆忠孝人等
中と懸て只潮と補はる浪人の忠孝人等
天下乃士と大に忠孝と失ふたて忠孝人
る名出たりし者ハ優人乃榮とあらはれハ
時大名等乃家よりして罷がしめて或ハ逃之
し又ハ禁網をられし家教人とも名出ら

保く徳ひて下と共く其樂を同くせしむ
徳ひしよ今世の雜樂を好む徳ひし即ち
五の樂を同くする一瓦下の人たる其鼓樂
したまひしととのむ其樂あり然らば孟子の
言一如き世俗乃樂ル然れ五の樂の如し
めり

進呈安終

白石遺稿 土肥元成家藏

玉考

先王乃時玉を以て錡と爲し瑞と爲し神を祀す
るの幣と爲し徳を比すも乃服と爲し信ひしと爲し瓊
山乃丘氏ヲ説く彼は其れハ今之と稱せし古乃時
かハ中夏乃地玉を産せし不經史の中より見
えし不く禹貢の書を按ずる唐虞の際九
州の地玉を産すも不揚梁雍乃三州より爾雅に
見えし不と考りし成周の世より乃てハ幽州乃

青藤閣

醫無閭山乃冀州乃霍山より玉と出せり山海
 經并淮南子等の書より帝の代に密と云國
 鍾山と云山より出せりなると云ふもあれと云はれ
 書ハ詩書乃載すり而も同かハ徵と成
 考案ハ後漢の漢乃時ニ至てハ遊州の地
 乃藍田と云不り出川其乃六朝の以ハ正
 乃藍田乃玉ハきこえハ藍田よりハ從玉と出
 寸其條ハ南陽日南等ハ地より出せり唐乃代

これと密と一結ハ先王此代の如し紀す
 且氏又貪暴の害を避る故と云ふは且ハ又
 高負爾雅等に見え中國の地玉を産す
 多不古し然れ地多うりたを以て知ハ唐虞
 三代乃時ハ此物す々々希也と云ふと
 されハ孔子ハ君子の玉を貴じと碁の多りて
 玉の寡うなりめはるも宜いさハ又先王の
 時且用らるるハ黠からと云ハ氏の流の如し
 古くありてハ此物多うりて思れハ孔子且世

るくく海よりくくや金元乃変く及てハ中國の
 寶来く禁軍くくくくの東林の中く入くことあ
 りかく近世く益希なるを成くことあり
 くれ無火くやくれ東林く入く由
 大明の謝在抗く後く入く由
 石の玉くくくめと宝くせくくくく先玉の
 代り見くくく高貴く所治揚州の臨臨雍州
 の琅玕爾雅く所治醫無閭乃玕華山乃碯
 崑崙の琅玕詩く所治瑤華瓊華瓊英瓊瑰
 のめき皆く石の玉く次るめくく只餘山海經穆

天子傳く見くく采石の歌又くく後世く

及てハ木難瑟瑟必鞣くく物ハ皆く

石の玉くくめくく此中鞣鞣と云ハ地名
 みて古ハ南嶺と云

一國くく地より出くく名をかくくハ我國く

南嶺くく北海と隔くく今我國の北佐津

國くく北の海より出くく采石即元のて下と

併せく初至元年馬八兒と云國く使くく只國

の寶石を求めらる此國ハ海外に在て珠の法
 善の國領ハ元中

只國くく泉州より海に浮くく十万里程あり
 只國くく泉州より海に浮くく十万里程あり

神室の良一ツなり〜又天孫の降臨い
時玉作の上祖の神と副降され〜見えぬ
れハ良齋孫の代〜化出せ〜玉い〜あり
じ〜我國〜一〜室玉國史より見え〜
とが〜又〜を佩服の用とな〜
かの先玉の代の〜一〜首と飾り〜玉御
統〜あり〜手〜在〜手玉〜足〜在〜
ハ足玉〜或ハ刀を飾〜或ハ戈をか〜
新〜あり〜又我國〜出〜玉の事

異弼の書〜見え〜周書の夷玉
廣志の赤玉南史の青玉宋史の青紅白の玉
晶水晶ハ古〜玉也其の青〜ハ古の佩玉
水蒼玉〜并〜廣志〜見え〜夜
光珠魏志の白珠青大句珠の意室珠南史
の真珠宋史の白琉璃琥珀等の類皆是我國
の方物〜あり〜中世より〜
と〜あり〜我國〜
の時玉と出〜珠産せ〜地〜

以是佩服の如く、皇制衣代々華て玉冠玉帶
なるとももの如く、これよりこれに近き代々の玉
冠ハ天子即位の日君臣これを用ひ、その
る玉帯の如き、代々皇室犀牛角の角を
てするものや、今いたく外國の物を求め、て攻
戲の具となせざるの如く、彼の丘氏の漢我國に
思も今も世に傳へ成り也

先王珠を以て宝とし、總ひして高貴爾能
大戴礼を以て流史百家の書より見え、

悉く華々々々、堪へず、増韻を以て、珠ハ珍

貝と云はせ、此物ハ蚌と云物の殼中より生
す、高貴より見え、蟻珠即ちこれ

蚌ハ、つらつと、貽貝と云物也、貽貝の珠、産屋蛤現
す。由ハ西行法師の歌にも見え、蟻九孔、環の如く、皆、珠を生ずると見え、

と蚌中より出る物と云、真珠と云名、竹の節
疾の珠ハ、靈蛇の脚、アサキ、漢の報恩珠ハ、昆

明池の大魚より出、ハ、珠、龍珠、蛟珠、蟹珠、蛤
珠、珠、蚌珠、蜻蛉珠、なると云、もの見え、ハ

これらのもし又珠とせしむるに照乘珠六車
の前後十二乗を照しぬれはかくらぬ
明月の珠和光の珠これらも皆夜も明なる
を以て只名を得候らしきこと一 拓涼珠は
暑くあつて即涼をよみ神記に珠は忘らぬ
うりて即るを記す 記す事と 火珠は日に向て
火と出 水珠は水と執れは水とせしめ
しこれら古に在るを名ずし一宝珠也此物
おかしき圓盤よりし玉たる中へ韜れて

人力を假りて後室とならぬぬらぬは又これ
を産せし地古に在る淮夷より貢し一夏
合浦日南等北地より出り外國の地古より西
南迄蕃地地方これと出する最多しといふ之
ころは後世にふりしかの玉の世に希なる
うらふあはれなるもや三國の時吳の孫權宋
隙に得る大珠一斛を以て一晉の時石季倫
梁氏の女を買ふ三斛のものを珠と以てす 是珠
之に美 隋煬帝の時殿内房中膏火と燃

すくなく大珠百二十を懸て夜を照し
江南の孝皇后の寵姫宮中より毎朝大珠
十枚を綴り照すく見光白日と同云なり
しあり

珊瑚

此物経傳の中より見えぬ漢の代より見
すくなく山に在り珊瑚と云ふ海に在り
珊瑚と云ふ由見えくすく珊瑚は此物と一物なり

見生すもあそそを名異なりや高貴ル雅
す珊瑚のし見えくすく代々南海の物なり
國に正ららるる珊瑚珊瑚と一物ならむ
是れ石の玉に次るもの一説くは海中の
樹也これと大樹とし云由りぬ

琉璃

此物玻璃と一物なり西國の宝也玉石の類
とす中より生すくは哀牢の地より出る也後
漢よりより一太素國より出る也魏略より

今世よりある物ハ翡翠玉と云々 翡翠と云々 翡翠と云々
あつては〜 番語ニビイドロ
と云々の〜

玻璃

頗黎國より出ればかく名付〜 其の條下ろし

瑪瑙

西南法國より出れば美石の類也

水晶

即古より水晶水玉也一説は玻璃の類也と云

中國并諸藩より出る所多し一は中國より

出ると第一とす〜

琥珀

石状也又松脂楓脂の地より化す〜

又桃瀟兔絲の化す〜

不〜 枇杷の脂を造る〜

〜

瑤瑁

南海より出れば龜壳の如く〜

〜

車渠

大きなる蛇也長サ二三尺濶サ尺ハカと厚サ
二三寸殼の外ハ溝うみあり土つちの如ごとく殼
の内白く玉の如ごとくそれとてうる器と
飾うせと云ふ

玉考 終

白石遺稿

土肥元成家藏

樂對

謹對 第一條

謹按すもに本邦の樂曲とてこれ兩部あるに似
まゝいふれば我國の樂ウタヒあり異邦の樂ウタヒあり
らの樂ウタヒ廟社朝廷聘觀燕饗等亦用ひら
事猶周代の礼亦相同なりかりきそれハ神樂と
いふものとて我國の樂ウタヒ始ハつ

伊弉册尊かきりまを紀伊國熊野

有る村よりかゝりまはる國のちりちり此神を祭
り花の村を花をとて祭り又鼓吹幡旗をも
て歌舞て祭るより日本書記にあり
此神を我國開闢の神とて傳へしむるを
祭りまはるるにまはる祭りとありまはる乙
小鳥、天照太神の御時よりハナハナと此代に
始まる歟と傳へ伊弉册を祭りとあり
すれは歌舞とありいこも後代の俗より出
来ると又知るにいこも後代の俗より出

本朝の樂は始とハナハナ也とく知る人
問へき事ありや

庭火より朝倉其駒ふ玉るまゝの二十四曲あり

庭火朝倉其駒皆樂曲の名なり

皆是神代乃遺風ありてすかをら神代祭らるる
すも用ひらるる樂ありあはれ其餘の樂曲かれ
少は少國史に見えり所ありやいへるも其聲
容の如き後世に傳まりまはるる

殊舞ハハの舞田は舞楯節舞ありい

事國史不見くあり

いふに於催馬樂風俗の類ふむくハ皆是我朝
國風の樂みく傳り

神樂ハ周代の頌れく催馬樂風俗ハ周代の
十五國の風れ如く一也

三十四代のみく推古天皇の天り下きあり
す二十年百濟の人味摩之我朝ふまたり彼昔
吳國ふゆきて其國の伎樂儂を學ひ得り由
奏くハ少年ハ集てこれを習く

是異邦の樂れ我國ふ傳り其の始やヤサ
此年隋煬帝大業八年ふあり○古後より
先きの代ふ新羅より樂獻せし事あれ
と吾國の人れ傳りハ見つる

其後四十二代文武天皇の御代ふ勅して撰き令
て見ると雅樂察れ掌り所文武雅曲正儂雜樂等
あり

干戈なりは文とひ干戈ありは武なりは雅曲
正儂の外細雜樂なり由義解ふ見あり

其属ふいふゆに師歌人儻師儻生笛生笛工等
乃如こを皆本朝の樂部を掌る唐樂高麗百濟
樂新羅樂伎樂等も各其師と其生とあり

伎樂ゆる吳樂はゆ由義解ふ見ふゆ利

ち行ゆる皆異邦の樂部を掌るこゆ本朝異邦
レ樂或ハ燕饗に用ひ或は房中に用ひて終るこゆ
猶周代の大樂正レ掌る事の如ふるあるこゆ所謂
唐樂の如きもたに唐代の樂はこは此す北齊陳
隋等の樂及び唐代の法部胡部等ハ曲

又それの曲調ふ倣る我朝の作する所も侍
る者わされゆゆに唐樂と皆是後世の俗樂
ふゆゆハ胡部夷部等の樂はもて去るゆ
彼の三代レ古樂ハ此す本朝伶官の説レ振鐸
三節とゆゆ周武王牧野の事ハ始まゆゆ
す欽をゆゆ大武の樂レヤスレと今其
聲容ハ觀るゆゆ武の六成ハ遺制とも見
す

六の事に其愚見ナキに

心也其業也傳一者の説とあり少所
あまたを志あり辯やじと不用の事也
さるは古の時樂はもく神人哉和け給ひ
義あり猶あり三代の礼も相同やと云わかの三
代の古樂の如きありいまも本朝に傳らるや
や申すんや

又按すにあり説ふ孔子東夷之子大連少
連の善居喪あり事は稱ひ給ひ
すかはち我國の連の人孔子を指しあり

ことばを其代に我人の人互にゆさか
ふ事とあり也九夷も居らましく欲し給ひ
と桴も乘て海も浮むものあり給ひも皆是
我國に於てもし給ひ也孔子の樂は
学ひ給ひ周は少師陽擊磬襄をといひ
一樂工の海も入ると見ると我國より
来りたる也さるは我國の樂もや周
代の遺風なりと知へ給ひと云あり大連
少連の事及び孔子の居り給ひましく欲し桴も

乗て浮まじしと云ふまじしと云ふの如き我國は捕
し多まじしと云ふことと云ふことと有なりと云ふと思ひ
合することと侍る少師陽擊磬襄の我國
小来まじしと云ふ以ぬる以ぬるあることと擊磬と
以ぬることと樂工の磬は擊ちと云ふ掌るに
て襄といひて其樂工の名也と云ふ此人
其磬をうけんと云ふ掌る也と云ふの人は我國小
耳り多しんおは我國は樂器小其物を代あるぬ
る一磬といふものも我國の古より用ひ事なりハ

るぬ欵其餘我國の樂器ハす多し三代の
物多侍らぬある説の如きも又信す、
るの
三

謹對 第二條

異朝所謂先王の樂と周代東遷後より及ひ
王道と云ふ衰へてやりに見へるありかの春秋の
代より至るまでと魯ある周公の國なりと云ふは
彼國りの先王の禮樂を傳はりききされたる
吳の季札、賢なりとも魯に來聘して是より始て

崩まき一六と推まをり知られぬかりて秦カセリ
至く先王の法をやり給一は此時及く其
礼樂の如き悉くをぬ其後漢高祖世と志
る一初叔孫通といひ一博士漢家の礼
樂を制せ一時小と秦の樂人よりて宗廟の樂
を作てける孝文帝の御時乃至く賈誼と云一
奏一漢興漢與今小二十四年と云一制
度は定免礼樂を興せ給一と云一終と其代
の大匠一彼と短と申せ一人あり一ハ其

議はゆゑにぬ其後又此事と董仲舒といひ
孝武帝小奏一申たると此君其比ハ云と
小句奴と伐せ給して礼文の事小御意と留給と
暇ま一漢家礼と云一かの叔孫作一所漢家
一代の礼樂也云なり一也漢志は見えん高祖
巴渝の舞と見えん是武王紂伐給ひ一時
乃歌也とのほひ又高祖孝文孝武等の廟
奏す所トの文始の舞ハ亦舞の韶舞也五行
舞ハと周舞也又漢興一時小樂家の制氏

こころのあり 雅楽声律をわく世々大楽官
に在りてなほ云ふありては秦すまぬ
先王の礼樂はやゆり廢らばしつて漢代乃
初まら尚先王の代を去るると遠くさす程
し其禮樂の如きと尚世に殘り傳へしる所
ありし也漢までには後漢の中興し
及くと尚周雅鹿鳴の四詩なほその世
に殘り傳へしるを晋の荀勗が樂改免
傳へるに至り悉く盡くすめぬ

こころのあり 續文献通考に見ゆ
其後唐の世に至ると郷飲酒礼に用ひられ
し鹿鳴四牡なるは十二篇尚殘り傳へし
る様しといふ傳へるも古樂しとい
はる中先儒の論し見侍り宋の興るに及
て先王の樂し御志ある君と代しおかり
られ先王之世は去りて既ふ千五百年
其声々の議はゆりに行はれしつて今日も
及りては漢の代はしめ先王の禮樂

為傳もるる時小のおもて甘く御侍るる事
と議せしめらるる乙よも其の礼樂の如き三代
耻す所とありき後一々終は叔孫通の如き陋
儒して一代の礼樂を制せし之給ひ一
誠よ不學の汚あやまらめくいあも也又孝文の
篤恭みく學子廣之給ひ一孝武の英明して
儒を崇め之給ひ一賈誼の才ある仲舒の噴ちる
其君と其臣と後代には有るる御事なる
由と申し傳へ一然よかの先王の礼樂尚世よ

傳もるる代一彼等才賢の人其君を侍る
いせ其事以議し申さるる事誠
所謂千載の一會也其議はむに行れは
萬世の法として先王の遺風餘響を聞くと
しむ侍るるにめられ事永世に遺るる
憾やうりさうも異朝の先王の樂は春秋の以り
小既崩れ秦天下を併せよ及多き悉く廢
まぬを以ると猶兩漢の以りし其餘音遺
響は有るると晋よ至て其れも又とく

心より申はし

謹對 第三條

いみしき三代の郊廟朝廷に用ひ給ひし所の樂を今とあり三百篇の雅頌の如き即其樂歌めくあり也二南の如きハ即房中の樂歌也申はしや秦の代に至り先王の禮樂を悉くやめりすくつ所より其代の事既に論すも不及し其後漢の世も及て制せらるる宗廟の樂は如き先王の雅頌ハありは共

世代も所謂雅樂ありあり房中の樂に及くを漢家又其声ありき

方其禮楚の聲と用ひ給ひし漢書に見ゆ

十のより此の魏晉南北朝唐宋元明も及て一代に禮樂を制して郊廟朝廷に用ひらるる所皆漢家の例に如き皆是其代に用ひらるる雅樂なり俗樂を用ひらるるは俗樂と云ふことなり

謹對 第四條

いみしき明王の世は一つに禮樂を以て世に

治免治い〜は後世の如く礼樂刑政相とれ
て二つみぢりりる如きはあ〜をきりて樂と以ひ
樂といふもの皆是其代の帝王の制〜弦〜
あ〜はあ〜所謂黃帝の咸池顓頊の六莖
帝嚳の五英堯の大章舜の九韶禹の大夏湯
の大濩武王の大武周公の勺皆是〜制〜
〜所の樂なりき〜又其代めはサ事と
掌まる人悉〜頃聖輔佐の臣めあ〜るいな
舜獲〜命〜樂掌ら〜之曹子と教〜

と〜と見〜と即十六相の其一人めあ
あり〜也其後周の代め至〜礼官の属〜大
司樂の官あり中大夫二人は〜として樂官の長と
成均の法を掌〜

成均五帝の學名也即黃帝等の五帝は
樂と六の官〜管次

國の學政とて國の子弟は合以樂師とて下大
夫の官四人あり是ハ國學は政は掌て國字を
教ゆ其餘大胥小胥大師小師并小樂工等多

くは官ありて皆太司樂に隸せり

周は代に至りて樂官の長其任をくに任くな
きりて以て説ありて其故を虞舜の時一は
伯夷礼に掌りて夔樂を掌りて礼樂に官相並
て教に掌りて周に至りて樂官に長礼官に
屬して其教に掌りて故に古より後代の
官制皆て周の如く礼官に屬し樂官を置
ふ但し樂官國子に教に掌りて云ふは
なりりては弥其任を軽くするなり

秦漢より此に奉常の屬官

奉常は即古に禮官に後の代に太常と改め
太樂令丞の官あり又少府の屬官に樂府令丞あ
り孝武帝に御時又協律都尉の官に置りて
ら皆樂官なり夫より後代に或は因りて或は
革りて唐乃て代に及び隋の官制に於て太常の
屬官に太常令一人丞一人樂正一人等九人
官に置り凡文武に二の舞郎一百四十人ありて
玄宗の時に左右教坊に置りて俳優新劇

を掌志を知らるる少きより俳優雜劇の類太常の
官に隸せし中官を以て教坊使と云ふ

中官ハ宦者也使多其官長之其後宋朝ハ
教坊ハ太常に隸し元朝ハ至ク又教坊を置キ
使并副使判官一人を置キ其事ハ後多ク
一免其類

本朝の令に按するに雅樂寮の属官ハ雅曲正儷雜
樂等ハ師と生ありてハ本朝の制多ク雅曲正儷
の外雜樂ハ雅樂寮に隸せしれども

又按するに本朝の制雅樂寮ハ治部省ハ属官ハ
治部省の唐名ハ礼部と云太常とも云即礼官之
雅樂寮ハ唐名ハ太樂署ハ以て即唐ハ官制
ハ同但ハ雅樂頭ハ從五位下の官たれハ
唐ハ太樂令と云ハ其品秩多ク高くして多ク
又樂工ハ伶官と云ハ伶人とも又ハ伶倫と云ハ
ハハ説文ハ按するに伶ハ弄也伶人ハ弄臣
人君と云ハあそむる所の官也
又樂官ハ伶官と云ハ古ハ黃帝の樂師

伶備と云ふの阿り世々樂師あり故に後世
多く多樂官は号して伶官と云也と見たり
是又一説なり此説の如くなきも昔は樂師の
姓を後代樂官の号とせ給也

又俳優侏儒の類はと伶官と云ふと多し
の類樂官は属しと殊に賤き伎人多し
賈誼策に倡優下賤といひ多きをか
ちて此類也

又樂官の属なりしと多し
伶官と申せし也

五代史伶官傳なや云ふこと

凡樂掌之官有虞の代ハ賢相に命せられ
周代其官礼官に属せしとも猶中大夫を
して其官掌せしとある後代の制又かくれ如し
それよかく其属官の樂師樂生の如きは
士流に齒せし事既に後述あり
世の疑とありけし其古の明王礼樂を以て
世に治え給ひて代ふは樂官の長は皆是天

子の治化を多きけりし也曹子國子也教る
おやもははるる所なり其任最重一後王
又先王の制ふらりて其官也設らるる皆
礼官の属大夫ありて其伎藝を以て其食を
師樂生の如きは皆是其伎藝を以て其食を
ちて其君の弄ひ給ふ所の臣ふく士君子賢能
たれり挙用ひらるる如ふありて其行もかたき
賤く来りて本朝の古又此の如く一伶官の類
衛府史生等れ官ふらるる事也蘇氏外戚の

権勢日に重く門族也の貴ふ世となり武人
とて奴隸の如く思ひ且多し時君は専ら声樂
也好ませ給ひて代々の始りて是もかたき衰
世の弊政あり古の制ふはありて

謹對第五條

東遊と云ふは和僊の中にして風俗の部は
一川也其事の始りて駿河國有度郡有度瀨小
神女降て舞遊ふありて起る由と申
傳ふなり

安閑帝の御時此事也道守氏の人其曲は
傳へしなりや申次

ふれは又是は故に舞はし申し能因
法師

うはる天の羽衣むりきてゆりむし神やけ
ふのよきまことそのまじし其事はむしむし
此舞をむし駒畜又冬大原野の祭祇園臨時の
祭等の時奏せらるる歟

神代代の八坂の里とらむる君々千年ハカ

へむると云歌ハ天延三年祇園臨時の祭
時小召まじ東遊の歌さう見へるやハ此舞
曲多々ハ神代祭る不用ひられ其樂歌の如
し時し臨くは故作らめらるる事とある
けしこむ江家次第公事根源等の書小
見へし所さるる世傳る諸説の如くハ悉信
そるに足らぬやあふさ

右謹對

樂對
終

主
八
終
閣

